

指定通常規模型通所介護事業

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名称 社会福祉法人精華町社会福祉協議会
(2) 所在地 京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22番地1
(3) 事業者番号 2671400089
(4) 提供地域 精華町の区域
(5) 指定年月日 平成12年4月1日

2. 同事業所の職員体制

- (1) 管理者1名 (2) 生活相談員2名 (3) 機能訓練指導員1名
(4) 機能訓練指導員兼看護師6名 (4) 介護職員11名

3. 営業時間等

月曜日から土曜日の午前9時30分から午後3時45分まで
※ただし、12月29日から1月3日までを除く。

4. サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練などを提供し、利用者の自立支援に努めます。

5. 利用料金等

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割又は3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

基本料金及び利用者負担額

区分	基本料金	利用者負担額
要介護1	5,840円	584円
要介護2	6,890円	689円
要介護3	7,960円	796円
要介護4	9,010円	901円
要介護5	10,080円	1,008円

※利用者負担2割の方は、利用者負担額は2倍、3割の方は3倍です。

- (1) 入浴介助加算 1回あたり400円（利用者負担額は40円）
(2) サービス提供体制強化加算Ⅰ 1日あたり220円（利用者負担額は22円）
(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）料金の9.2%
(4) 地域加算（6級地）料金の2.7%
(5) 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 1日あたり560円（利用者負担額は56円）
個別機能訓練加算（Ⅱ） 1月あたり200円（利用者負担額は20円）
(6) 口腔機能向上加算（Ⅱ）1回あたり1,600円※月2回まで（利用者負担額は160円）
(7) 科学的介護推進体制加算 1月あたり400円（利用者負担額は40円）
(8) 食材料費 1食あたり790円（全額自己負担です）

※その他、レクリエーションにかかる費用等は全額自己負担となります。

送迎減算 片道につき470円減額（自己負担額は47円減額です）

6. 個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者等の個人情報は、本会が定める「個人情報保護規程」に基づいて、適切に管理します。また、通所介護事業を行う上で、本会の担当者が業務上知り得た利用者等の個人情報は、利用者の同意を得ることなく他の目的（事業）に利用することはありません。

7. サービスに関する苦情等

- (1) 当事業所の相談・苦情担当 通所介護課 通所介護係長：杉島 美香
(電話) 0774-98-3924
(2) 本会以外の相談・苦情窓口 精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課
(電話) 0774-95-1932
京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会
(電話) 075-252-2152
京都府国民健康保険団体連合会
(電話) 075-354-9050

社会福祉法人精華町社会福祉協議会